

海田町国民健康保険税の納税通知書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年6月23日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町規則第 22 号

海田町国民健康保険税の納税通知書の様式を定める規則の一部を改正する規則

海田町国民健康保険税の納税通知書の様式を定める規則（昭和 41 年海田町規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

金融機関名					
口座種別		振替区分		口座番号	
名義人					

納税義務者			
生年月日		性別	
住所			

年度 国民健康保険税の算定明細				被保険者番号			通知書番号					
医 療 分				支 援 金 分			介 護 分			子 ど も 分		
区 分	課税標準額	税 率	税額(円)	課税標準額	税 率	税額(円)	課税標準額	税 率	税額(円)	課税標準額	税 率	税額(円)
所 得 割	円 × %			円 × %			円 × %			円 × %		
資 産 割	円 × %			円 × %			円 × %			円 × %		
均 等 割	円			円			円			円		
平等割額												
合 計 (A)												
軽減額	軽減区分			軽減区分			軽減区分			軽減区分		
	所得割額			所得割額			所得割額			所得割額		
	均等割額			均等割額			均等割額			均等割額		
	平等割額			平等割額			平等割額			平等割額		
	軽減額計(B)			軽減額計(B)			軽減額計(B)			軽減額計(B)		
限度超過額(C)												
増減調整額(D)												
条例減免額(E)												
減免額(F)												
年税額 (A - B - C + D - E - F)		①		②			③			④		
徴 収 方 法					年 税 額 (① + ② + ③ + ④)							
特別徴収義務者												
特別徴収対象年金												
特別徴収対象年金額		円										

[illegible]

加入月欄の「*印」は国保加入者、「G」は擬制世帯主を表しています。

国民健康保険税の賦課について

1 課税の根拠

地方税法第703条の4及び海田町国民健康保険条例第1条により、国民健康保険被保険者の属する世帯の世帯主(他保険被保険者を含む。)に対して国民健康保険税が課せられます。

2 国民健康保険税額の算出について

国民健康保険税は、医療分と支援金分と介護分と子ども分から成り立っています。介護分は40歳から64歳までの方が対象となります。

- (1) 所得割額:国民健康保険被保険者の前年の基礎控除額控除後の総所得金額等に税率を乗じた額
- (2) 均等割額:国民健康保険被保険者数に税率を乗じた額
- (3) 平等割額:国民健康保険被保険者が属する世帯一世帯当たりの税額
- (4) 上記の(1)+(2)+(3)の合計額が課税限度額を超える場合は、超えた部分の額を減額します。
- (5) 被保険者及び被保険者でない世帯主の軽減判定所得の合計が次の要件に該当した場合は、均等割及び平等割が軽減されます。

・7割軽減:43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円)以下

・5割軽減:43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円)+(万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算数)以下

・2割軽減:43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円)+(万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算数)以下

特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者で継続して同一の世帯に属する者のことをいいます。

給与所得者等とは、納税義務者とその世帯の国保加入者及び特定同一世帯所属者のうち、給与等収入が55万を超える人及び公的年金等収入が65歳未満であれば60万円を、65歳以上であれば125万円を超える人のことをいいます。

給与所得者等の数による軽減判定所得算出方法の加算部分は、給与所得者等の数が2以上の場合に限り適用します。

被保険者数については、賦課期日(4月1日)現在又は納税義務が発生した時点において判定します。

なお、軽減は所得申告が行われていない世帯には適用されません。

- (6) 6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がいる場合、未就学児に係る均等割額の半額が軽減されます。ただし、上記(5)の軽減が適用されている場合は、軽減後の均等割額の半額が軽減されます。

- (7) 倒産・解雇・雇い止め等、非自発的理由により離職された方(雇用保険の「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」に該当する方)は、離職日の翌日から翌年度末までの期間、保険税が軽減されます。軽減は、前年の給与所得を100分の30とみなして行います(軽減を受けるには申請が必要です)。

- (8) 出産予定又は出産した方は、出産(予定)日の前月から4か月相当分(多胎妊娠については、出産(予定)日の3か月前から6か月相当分)について、所得割額及び均等割額が免除されます。

- (9) 年間保険税額は端数処理後の金額です。

3 国民健康保険税の特別徴収について

- (1) 世帯主が国民健康保険被保険者であり、国民健康保険被保険者が65歳以上75歳未満の者のみで構成される世帯で、次のア、イの条件を満たす場合の保険税は、特別徴収(世帯主の老齢(退職)年金・障害年金・遺族年金からの引落とし)されます。

ア. 年額18万円以上の年金を受給していること。

イ. 国民健康保険税と、世帯主の介護保険料との合算額が年金額の1/2を超えていないこと。

- (2) 来年度4月、6月、8月の仮徴収額は、原則、今年度2月(来年2月)と同額になります。ただし、所得水準に大きな変動がないと認められる方については、6月・8月の仮徴収額の調整を行い、特別徴収額をできる限り平準化する措置を講じます。

- (3) 10月以降の保険税合計額は、年間保険税額から4月、6月、8月に仮徴収した保険税の合計額を差し引いた額になります。

4 後期高齢者医療制度への移行に伴う国民健康保険税における配慮について

- (1) 低所得者に対する保険税の軽減について

特定同一世帯所属者の所得及び人数も含めて軽減割合の判定を行い、移行により世帯の国民健康保険被保険者が減少しても、従前と同様の軽減措置を受けることができます。具体的な軽減判定の基準は上記2の(5)のとおりです。

- (2) 世帯割で賦課される保険税の軽減について

75歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身世帯となる者について、世帯割で賦課される平等割額を5年間は半額に、その後3年間は4分の3に軽減します。

- (3) 被用者保険の被扶養者であった者の保険税の減免について

75歳に到達する者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険被保険者となった者(以下「旧被扶養者」という。)について、被用者保険の被扶養者であった期間に保険税を賦課されていなかったのに対して、国民健康保険被保険者となったことで保険税負担をすることになるため、当該旧被扶養者が減免申請を行うことで、所得割は当分の間免除され、均等割及び平等割は2年間に限り半額に減免されます。

5 延滞金

納期限までに税金を納付されないときは、その翌日から税金を納付された日までの日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に延滞金の割合(年14.6%。ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%(租税特別措置法第93条第2項に規定する各年の平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合)とします。))を乗じて算出した額の延滞金を納付してください。この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

6 滞納処分

納期限までに税金を完納されないため督促を受け、海田町が督促状を発した日から起算して11日目までにこの税金及び延滞金を完納されない場合は、滞納処分(給料、年金、預金等の差押え等)を受けることになります。

7 納税義務者が亡くなった場合

納税義務のある人が亡くなった場合、相続人がその納税義務を承継することになります。

8 その他

領収証書は5年間保存してください。

9 不服申立て

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、海田町長に対して書面により審査請求ができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に海田町を被告として(海田町長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の海田町国民健康保険税の納税通知書の様式は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。